

# 兵庫県公報

平成21年9月11日 金曜日 第 2115 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 市営土地改良事業の計画変更同意（同）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要（水質課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	11
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	11
○ 同 上（同）	11
○ 道路の区域の変更、供用開始等（同）	12
○ 河川区域の変更により生じた廃川敷地等（河川整備課）	12
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部改正（会計課）	12
<b>公 告</b>	
○ 軽油引取税に係る免税証の無効公告（税務課）	13
<b>教育委員会告示</b>	
○ 兵庫県指定重要有形文化財の指定の解除	13

## 告 示

### 兵庫県告示第982号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成21年9月11日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 氷上南土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	大 前 貞 雄	丹波市氷上町新郷1676番地
同	大 木 豊	同 市氷上町新郷1584番地
同	廣 瀬 昭	同 市氷上町新郷765番地2
同	泉 勝	同 市氷上町新郷1252番地1
同	大 木 庄 藏	同 市氷上町新郷953番地
同	荻 野 謙 三	同 市氷上町本郷220番地
同	赤 井 一 博	同 市氷上町稲畑876番地
同	梅 垣 守 男	同 市氷上町稲畑801番地
同	足 立 正 和	同 市氷上町稲畑25番地
同	川 上 英 一	同 市氷上町佐野340番地
同	稲 次 武 夫	同 市氷上町佐野465番地
同	栗 村 宏	同 市氷上町油利348番地
同	尾 花 康 洋	同 市氷上町油利257番地
同	大 垣 秀 夫	同 市氷上町朝阪423番地3
同	田 野 充 保	同 市氷上町朝阪628番地1
同	山 本 雅 彦	同 市氷上町油利1116番地20
同	前 田 壽 春	同 市氷上町小野611番地1
同	前 田 義 弘	同 市氷上町福田154番地2

同	前 川 俊 二	同	市山南町応地344番地 1
監 事	小 林 一 男	同	市氷上町新郷673番地 1
同	谷 垣 皎	同	市氷上町稲畑523番地
同	塚 口 芳 雄	同	市氷上町油利197番地
同	山 下 善 朗	同	市氷上町朝阪280番地 2
同	梅 津 節 雄	同	市氷上町小野622番地
就任役員			
役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	大 前 貞 雄	丹波市氷上町新郷1676番地	
同	山 本 一	同 市氷上町新郷762番地	
同	小 玉 正 信	同 市氷上町新郷1328番地	
同	赤 井 一 夫	同 市氷上町新郷1627番地 1	
同	野 口 健	同 市氷上町新郷988番地	
同	廣 瀬 喜 春	同 市氷上町本郷402番地	
同	宮 崎 照 夫	同 市氷上町稲畑679番地	
同	足 立 直 久	同 市氷上町稲畑364番地	
同	足 立 正 和	同 市氷上町稲畑25番地	
同	村 山 正	同 市氷上町佐野427番地	
同	鈴 木 泰 造	同 市氷上町佐野598番地	
同	尾 花 康 洋	同 市氷上町油利257番地	
同	栗 村 靖 雄	同 市氷上町油利260番地 1	
同	廣 瀬 富 雄	同 市氷上町朝阪224番地	
同	田 野 直 司	同 市氷上町朝阪957番地 1	
同	山 本 雅 彦	同 市氷上町油利1116番地20	
同	前 田 壽 春	同 市氷上町小野611番地 1	
同	前 田 義 弘	同 市氷上町福田154番地 2	
同	林 弘 敏	同 市山南町応地232番地	
監 事	森 島 斉	同 市氷上町新郷1489番地 1	
同	梅 垣 守 男	同 市氷上町稲畑801番地	
同	塚 口 智 也	同 市氷上町油利233番地	
同	山 下 善 朗	同 市氷上町朝阪280番地 2	
同	梅 津 節 雄	同 市氷上町小野622番地	

2 春日土地改良区

退任役員			
役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	小 橋 躑	丹波市春日町中山1150番地	
就任役員			
役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	柿 原 貞 美	丹波市春日町中山1239番地	

3 兵庫県加古土地改良区

退任役員			
役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	山 本 義 春	加古郡稲美町加古415番地の 9	



兵庫県告示第983号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の計画変更に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	事業名	地区名	同意年月日
西脇市	村づくり交付金	黒田庄地区	平成21年8月28日

**兵庫県告示第984号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
川崎重工業株式会社明石工場  
明石市川崎町1番1号  
明石事務所長 岡 本 望
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
川崎重工業株式会社明石工場  
明石市川崎町1番1号

(3) 汚水等の処理施設に関する事項

種 類		Bライン処理施設							
変 更 前 後 の 区 分		変 更 前				変 更 後			
型	式	東レエンジニアリング株式会社製				同 左			
構	造	鋼+鉄筋コンクリート製				同 左			
主 要 寸 法		62.5m×32.5m×3.65m				同 左			
能 力		2,300m <sup>3</sup> /日				同 左			
汚 水 等 の 処 理 方 式		凝集浮上+ろ過				同 左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既 設				同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既 設				同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		既 設				許可後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続				同 左			
使用時間の季節的変動の概要		な し				同 左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	処理前		処理後		処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度(水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物学的酸素要求量(単位 mg/L)	18	40	10	24	7	40	4	24
	化学的酸素要求量(単位 mg/L)	28	46	7	20	24	46	6	20
	浮遊物質(単位 mg/L)	8	24	4	15	4	24	2	15
	窒素含有量(単位 mg/L)	15	45	13	40	29	45	25	40
	りん含有量(単位 mg/L)	0.7	3	0.2	0.9	2.5	3	0.7	0.9
	カドミウム及びその化合物(単位 mg/L)	0.01未満	0.01	0.01未満	0.01	0.01未満	0.01	0.01未満	0.01
	シアン化合物(単位 mg/L)	0.1未満	0.1	0.1未満	0.1	0.1未満	0.1	0.1未満	0.1
	六価クロム化合物(単位 mg/L)	0.05未満	0.05	0.05未満	0.05	0.05未満	0.05	0.05未満	0.05
	ジクロロメタン(単位 mg/L)	0.002未満	0.066	0.002未満	0.066	0.002未満	0.066	0.002未満	0.066
	ほう素及びその化合物(単位 mg/L)	0.8	1	0.8	1	0.6	1	0.6	1
	ふつ素及びその化合物(単位 mg/L)	5	8	5	8	5	8	5	8
	硝酸化合物(単位 mg/L)	12	37	11	33	25	37	23	33
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位 mg/L)	4.4	4.9	1.5	2	0.9	4.9	0.3	2
	フェノール類含有量(単位 mg/L)	0.2未満	0.2	0.2未満	0.2	0.2未満	0.2	0.2未満	0.2
	銅含有量(単位 mg/L)	2	3	2	3	0.02	3	0.02	3
ダイオキシン類(単位 pg-TEQ/L)	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常値及び最大の値(単位 m <sup>3</sup> /日)		591	984.5	591	984.5	1,370	1,760	1,370	1,760

Dライン処理施設							
変 更 前				変 更 後			
同 左				同 左			
同 左				同 左			
16m×36m×10m				同 左			
2,400m <sup>3</sup> /日				同 左			
凝集沈殿+ろ過				同 左			
同 左				同 左			
同 左				同 左			
既 設				許可後			
同 左				同 左			
同 左				同 左			
処理前		処理後		処理前		処理後	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
21	45	10	26	8	45	4	26
17	28	6	13	17	28	6	13
12	25	7	16	4	25	2	16
47	105	45	100	20	105	19	100
2.4	2.8	0.7	0.8	1	2.8	0.3	0.8
0.01未満	0.01	0.01未満	0.01	0.01未満	0.01	0.01未満	0.01
0.1未満	0.1	0.1未満	0.1	0.1未満	0.1	0.1未満	0.1
0.05未満	0.05	0.05未満	0.05	0.05未満	0.05	0.05未満	0.05
0.002未満	0.024	0.002未満	0.024	0.002未満	0.024	0.002未満	0.024
0.8	1	0.8	1	0.6	1	0.6	1
5	8	5	8	3	8	3	8
39	87	37	83	20	87	19	83
4.2	5	1.5	2	0.6	5	0.2	2
0.2未満	0.2	0.2未満	0.2	0.2未満	0.2	0.2未満	0.2
2	3	2	3	0.03	3	0.03	3
0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
1,874	2,158.1	1,874	2,158.1	1,000	1,300	1,000	1,300

酸アルカリ処理施設							
変 更 前				変 更 後			
富士化水工業株式会社製				同 左			
同 左				同 左			
7.85m×12.65m×5.6m				同 左			
30m <sup>3</sup> /時				同 左			
中和+凝集沈殿				同 左			
同 左				同 左			
同 左				同 左			
既 設				許可後			
同 左				同 左			
同 左				同 左			
処理前		処理後		処理前		処理後	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
2~11	2~11	5.8~8.6	5.8~8.6	2~11	2~11	5.8~8.6	5.8~8.6
—	—	—	—	—	—	—	—
40	49	14	25	40	49	14	25
10	20	5	10	10	20	5	10
124	256	118	244	124	256	118	244
11	14	4	5	11	14	4	5
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
3	4	3	4	3	4	3	4
53	106	5	10	53	106	5	10
124	256	118	244	124	256	118	244
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
1.1	1.4	0.05	0.07	1.1	1.4	0.05	0.07
—	—	—	—	—	—	—	—
281.3	330.1	281.3	330.1	416	547	416	547

クロム処理施設							
変 更 前				変 更 後			
同 左				同 左			
同 左				同 左			
1.7m×7.3m×3.3m				同 左			
40m <sup>3</sup> /時				同 左			
還元+凝集沈殿				同 左			
同 左				同 左			
同 左				同 左			
既 設				許可後			
同 左				同 左			
同 左				同 左			
処理前		処理後		処理前		処理後	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
1~14	1~14	5.8~8.6	5.8~8.6	1~14	1~14	5.8~8.6	5.8~8.6
—	—	—	—	—	—	—	—
22	40	10	30	22	40	10	30
5	10	3	5	5	10	3	5
5.3	6.3	5	6	5.3	6.3	5	6
0.1以下	0.1	0.1以下	0.1	0.1以下	0.1	0.1以下	0.1
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
338	422	0.5以下	0.5	338	422	0.5以下	0.5
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
0.48	0.63	0.3	0.4	0.48	0.63	0.3	0.4
5.3	6.3	5	6	5.3	6.3	5	6
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
45.8	50.5	45.8	50.5	140	186	140	186



## (4) 排出水の汚染状態及び量

変 更 前 後 の 区 分		変 更 前		
排 水 口 名		No. 1	No. 2	No. 3～10
排 水 量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	通 常	510	1,810	雨 水 専 用
	最 大	880	2,100.4	
水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	通 常	5.8～8.6	5.8～8.6	
	最 大	5.8～8.6	5.8～8.6	
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	10	10	
	最 大	24	26	
化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	7	6	
	最 大	20	13	
浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	通 常	4	7	
	最 大	15	16	
窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	13	45	
	最 大	40	100	
り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	0.2	0.7	
	最 大	0.9	0.8	
カドミウム及びその化合物 (単位 mg/L)	通 常	0.01 未満	0.01 未満	
	最 大	0.01	0.01	
シ ア ン 化 合 物 (単位 mg/L)	通 常	0.1 未満	0.1 未満	
	最 大	0.1	0.1	
六 価 ク ロ ム 化 合 物 (単位 mg/L)	通 常	0.05 未満	0.05 未満	
	最 大	0.05	0.05	
ジ ク ロ ロ メ タ ン (単位 mg/L)	通 常	0.002 未満	0.002 未満	
	最 大	0.066	0.024	
ほう素及びその化合物 (単位 mg/L)	通 常	0.8	0.8	
	最 大	1	1	
ふつ素及びその化合物 (単位 mg/L)	通 常	5	5	
	最 大	8	8	
硝 酸 化 合 物 (単位 mg/L)	通 常	11	37	
	最 大	33	83	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	通 常	1.5	1.5	
	最 大	2	2	
フ ェ ノ ール 類 (単位 mg/L)	通 常	0.2 未満	0.2 未満	
	最 大	0.2	0.4	
銅 化 合 物 (単位 mg/L)	通 常	2	2	
	最 大	3	3	
ダ イ オ キ シ ン 類 (単位 pg-TEQ/L)	通 常	0.5 未満	0.5 未満	
	最 大	0.5 未満	0.5 未満	

変 更 後		
No. 1	No. 2	No. 3～10
1,320	1,000	変 更 な し
1,680	1,300	
5.8～8.6	5.8～8.6	
5.8～8.6	5.8～8.6	
4	4	
24	26	
6	6	
20	13	
2	2	
15	16	
25	19	
40	100	
0.7	0.3	
0.9	0.8	
0.01 未満	0.01 未満	
0.01	0.01	
0.1 未満	0.1 未満	
0.1	0.1	
0.05 未満	0.05 未満	
0.05	0.05	
0.002 未満	0.002 未満	
0.066	0.024	
0.6	0.6	
1	1	
5	3	
8	8	
23	19	
33	83	
0.3	0.2	
2	2	
0.2 未満	0.2 未満	
0.2	0.4	
0.02	0.03	
3	3	
0.5 未満	0.5 未満	
0.5 未満	0.5 未満	

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成21年9月11日から同年10月2日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び明石市環境部環境保全課



**兵庫県告示第985号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年9月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成21年9月1日から平成22年3月23日まで
- 3 作業地域  
尼崎市武庫元町



**兵庫県告示第986号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年9月11日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年9月11日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年9月11日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 4 2 9 号	宍粟市一宮町三方町字タコラ143番1から 同 市一宮町三方町字井ノ田87番6まで	旧	5.0から 25.0まで	347.0	
		新	5.0から 34.0まで	343.0	



**兵庫県告示第987号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年9月11日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年9月11日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年9月11日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 3 1 2 号	朝来市和田山町竹田字小森山1692番1から 同 市和田山町竹田字檜ヶ谷2342番1まで	旧	17.0から 70.0まで	455.0	一部 予定地
		新	17.0から 72.0まで	455.0	

県道 溝 黒 竹 田 線	朝来市和田山町竹田字雀田2017番2から 同 市和田山町竹田字雀田2027番1まで	旧	11.0から 30.0まで	66.0	一部 予定地
		新	16.0から 46.0まで	66.0	



**兵庫県告示第988号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年9月11日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成21年9月11日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 3 7 3 号	赤穂市有年榎原字下川田1691から 同 市有年榎原字北原465番1まで	旧	10.0から 18.0まで	300.0	
		新	14.0から 29.0まで	300.0	
国道 3 7 3 号	赤穂郡上郡町与井字中垣内64番2から 同 郡同 町与井字中垣内26番1まで	旧	19.0から 43.0まで	253.0	
		新	13.0から 44.0まで	254.0	



**兵庫県告示第989号**

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び淡路県民局洲本土木事務所に備え置いて2週間縦覧に供する。

平成21年9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 河川の名称  
二級河川洲本川水系千草川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成21年9月11日
- 3 廃川敷地等の位置  
洲本市上物部一丁目969番3
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
種類 土地  
数量 13.96平方メートル



**兵庫県告示第990号**

昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部を次のように改正し、平成21

年9月14日から適用する。

平成21年9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

3の表中

株 式 会 社 広 島 銀 行	兵庫県内に所在する営業所
株 式 会 社 京 都 銀 行	同 上
住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	兵庫県内、大阪府内及び東京都内に所在する営業所

を

株 式 会 社 広 島 銀 行	兵庫県内に所在する営業所
株 式 会 社 京 都 銀 行	同 上
株 式 会 社 南 都 銀 行	同 上
住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	兵庫県内、大阪府内及び東京都内に所在する営業所

に改める。

公 告

軽油引取税に係る免税証の無効公告

次に掲げる免税証は、紛失の日から無効とする。

平成21年9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売業者の所在及び名称	交付 県民局	紛失 年月日
100 リットル 券	漁船 以外の 船舶	H24 1431692	平成21年 9月30日	1	姫路市網干区新在家2075番地 38 網干興産 株式会社	西播磨 県民局	平成21年 8月23日

教 育 委 員 会 告 示

兵庫県教育委員会告示第7号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により、次の指定有形文化財が平成21年6月30日付けで重要文化財に指定されたので、兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第5条第4項の規定により、兵庫県指定重要有形文化財の指定は解除された。

平成21年9月11日

兵庫県教育委員会  
委員長 上 羽 慶 市

種 別	文 化 財 の 名 称	所 在 地	所 有 者	指 定 年月日

重 要 有 形 文 化 財	建造物	随願寺本堂 1棟 開山堂 1棟 附 厨子 寛永18年 経蔵 1棟 附 石碑 宝暦13年銘文	姫路市白国 5 番地	宗教法人 随願寺	平成14年 4月9日
---------------------------------	-----	---	------------	-------------	---------------